

第1章 条例指定NPO法人制度の概要

条例指定NPO法人制度は、地域における民間公益活動の活性化により地域課題の解決促進を図ることを目的に、地域で公益的な活動を実施する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、個人府民税の税額控除を行う制度です。

大阪府では、学識経験者やNPO関係者で構成する「大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会」による審議、パブリックコメント等による府民の方々の意見等を踏まえ、平成27年3月23日、「大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等に関する条例」を公布し、同年6月1日から実施しています。

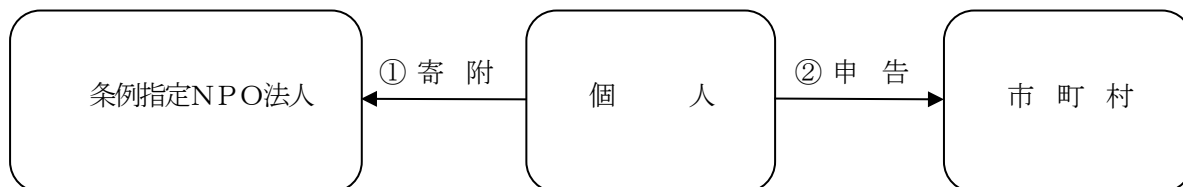
1 条例指定NPO法人とは

条例指定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって住民の福祉の増進に資するものにつき、条例等で定めた基準に適合したものとして、大阪府の条例による指定を受けたNPO法人をいいます（地方税法37の2）。

2 条例指定NPO法人制度のメリット

○寄附金に対する税制上の措置

個人が条例指定NPO法人に対し、その条例指定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府が条例で定める寄附金は、個人府民税の控除を受けることができます（地方税法37の2④）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2,000\text{円}) \times 4\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%（ただし、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%）
 - ・市区町村が指定した寄附金は6%（ただし、寄附者が指定都市にお住まいの場合は8%）
- （都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

寄附金控除の例（概算ですので、実際の控除額とは異なる場合があります。）

《大阪府条例指定NPO法人に「1万円」寄附した場合》

$$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 4\% = 320\text{円}$$

※寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

府内市町村の条例においても指定されているNPO法人の場合は、4%に加えて、6%も税額控除されます。（ただし、寄附者が指定都市にお住まいの場合は、2%、8%となります。）

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%が税額控除されます。）

【寄附金税額控除に関する申告】

条例で個別に指定されたNPO法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・住所地の市区町村にお問い合わせください。

3 条例指定NPO法人の指定基準

条例指定NPO法人になるためには、次の指定基準（1）～（11）全てに適合する必要があります（条例4①）。

- （1）大阪府内に事務所を有していること
- （2）情報発信要件
府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること
- （3）寄附金要件
次の①又は②に該当すること（実績判定期間中の年平均）
 - ① 年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上
 - ② 年3,000円以上の寄附者が年平均50人以上
- （4）協働要件
さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること
- （5）事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- （6）運営組織及び経理が適切であること
- （7）事業活動の内容が適正であること
- （8）情報公開を適切に行っていること
- （9）事業報告書等を所轄庁に提出していること
- （10）法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- （11）設立の日から1年を超える期間が経過していること

※ 指定の基準の概要については23頁から26頁を、詳細については27頁から39頁を参照してください。

4 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は条例指定を受けることができません（条例6）。

- ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定、特例認定又は条例指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法、暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定、特例認定又は条例指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団若しくは暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にあるもの、又は大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者

※ 欠格事由の概要については 22 頁を、詳細については 40 頁から 41 頁を参照してください。

※ 指定基準を満たしているかどうか、欠格事由に該当しないかどうかを簡易的に自己チェックするための「簡易自己チェックシート」を 6 頁から 22 頁に掲載していますのでご活用ください。

なお、「簡易自己チェックシート」は、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りませんのでご注意ください。

5 条例指定の有効期間等

指定の有効期間は、大阪府の条例により指定された日から起算して 5 年となります（条例 8）。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き、条例指定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする条例指定 NPO 法人は、その指定の更新を受ける必要があります（条例 8 ①）。

6 条例指定の取消し

条例指定 NPO 法人に、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その条例指定が取り消されます（条例 17）。

- ① 欠格事由に該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により条例指定又は条例指定の更新がされたとき
- ③ 正当な理由がなく、改善命令に従わないとき
- ④ 更新申出期間内に条例指定の更新のための申出をしなかったとき
- ⑤ 条例指定の更新の申出をした場合、NPO 法人が指定の基準に適合しないとき
- ⑥ 条例指定 NPO 法人が条例指定 NPO 法人でない NPO 法人と合併をした場合、合併後の NPO 法人が条例指定の基準に適合しないとき
- ⑦ 条例指定 NPO 法人から指定の取消しの申出があったとき
- ⑧ 条例指定 NPO 法人が解散したとき

7 府条例指定NPO法人になるための手続き・フローについて

1. 事前相談

指定の申出をお考えの場合は、多くの留意事項がありますので、申出の前に事前相談をお願いします。
相談は、事前にお電話にて予約してください。

2. 申出書の提出

事前相談等で指定基準に適合していると思われる場合は、申出書を提出してください。申出書の様式は下記からダウンロードできます。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/4goutop.html>

3. 審査と実態確認

審査は、書面審査のほか、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行います。

4. 審議会での審査

第三者機関による審議会を開催し、審査します。
NPO法人の方にもご出席いただき、ヒアリング等をさせていただきます。

5. 府議会へ議案提出

審査の結果、基準に適合すると認められた場合は、府の条例に個別に指定するための手続きとして、府議会に条例案を上程します。
府議会で条例案が可決されれば、条例指定されます。

6. 指定の結果通知

指定されたとき、指定されなかったときにかかわらず、結果については、書面にて通知します。

8 条例指定NPO法人になった後に行うこと

1. 役員報酬規定等の提出

毎事業年度初めの3ヵ月以内に、役員報酬や職員給与の支給に関する規程や前事業年度の収益の明細に関する書類等を大阪府に提出しなければなりません。

2. 役員報酬規定等の備置き、情報の公開等

条例指定NPO法人は、上記1. で大阪府に提出した書類や指定の申出書に添付した書類等を法人の事務所に備え置くとともに、閲覧や謄写の請求があったときは、事務所において閲覧又は謄写させなければなりません。なお、これらの書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

3. 寄附金について

寄附した個人が個人府民税の税額控除を受けるためには、寄附者の居住市町村の税務担当窓口へ申告する必要がありますが、その申告には、条例指定NPO法人が寄附金を受け入れた際に寄附者に交付する「寄附金受領証明書」の添付が必要となります。

この「寄附金受領証明書」には、寄附者の住所及び氏名、受領金額、受領年月日、受領者である法人の名称及び主たる事務所の所在地等の記載が必要になりますので、ご注意ください。

また、条例指定NPO法人は、寄附者の氏名及び住所、寄附金額、受領年月日を記載した「寄附者名簿」を事業年度ごとに作成し、保存する必要があります。

なお、上記の「寄附者名簿」のうち、寄附者の方に、寄附金控除を目的に氏名等の個人情報を大阪府及び市町村に提出することを了解いただいた方々の名簿を作成の上、寄附を受けた翌年の2月15日までに大阪府にご提出ください。